広島地方労働審議会運営規程

- 第1条 広島地方労働審議会(以下「審議会」という。)の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2及び地方労働審議会令(平成13年政令第320号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、広島労働局長の請求があったとき、 会長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長 が招集する。
 - 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、 広島労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代える ことができる。
 - 3 広島労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び 日時を明らかにしなければならない。
 - 4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び広島労働局長に通知しなければならない。
- 第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。
 - 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第 1項及び第2項(同条第3項において準用する場合も含む。)に規定する会議へ の出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その 旨を会長に通知しなければならない。
- 第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとす る。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を 聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。
 - 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、

個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会(以下単に「部会」という。)及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会(以下単に「最低工賃専門部会」という。)について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。
- 第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議 決書をその都度広島労働局長に送付しなければならない。
 - 2 審議会は、厚生労働省組織令第 156 条の 2 第 2 項第 2 号の規定により関係行 政機関に建議したときは、その写しを広島労働局長に送付しなければならない。
- 第9条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決 をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会があらか じめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めて いたときは、この限りでない。
 - 2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、 会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取扱いを会長に一任した 場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。
- 第10条 臨時委員及び専門委員は、地方労働審議会令第4条第4項及び第5項に規定 する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、 再任を妨げない。
- 第 11 条 部会に属する委員及び臨時委員のうち労働者を代表とするもの及び使用者を 代表とするものは、各同数とする。この場合において、部会に属するべき委員の うち、労働者を代表とするもの及び使用者を代表とするものは、異なる数とする ことができる。
- 第12条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長 が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。
- 第 13 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成13年11月5日から施行する。

改正 平成 25 年 12 月 18 日

改正 令和3年11月4日